

平成23年8月1日

企業年金連合会

被災された年金受給者の皆さまへ

3月1日～6月30日生まれの方で、企業年金連合会へ現況届を提出いただいていない方は、提出をお願いします。

東日本大震災により被災されたみなさまに心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。

厚生労働省からの通達により、東日本大震災により、災害救助法が適用された市町村の区域(東京都の区域を除く。)に平成23年3月11日においてお住まいだった方で、誕生日が3月1日から6月30日までの方については、現況届の『提出期限』(通常は誕生月の月末)が、平成23年7月31日まで延長されていましたが、平成23年8月以降も提出いただいていない場合、10月以降の年金が一時差し止められる場合があります。

早急にご提出いただきますようお願いいたします。

【現況届とは】

当連合会へ現況届の提出の必要な年金を受給されている方が、毎年(年金額が1万円未満は隔年)誕生月に、引き続き年金を受給する権利があるかどうかを確認するための届です。誕生月の月末が提出期限となっており、届の提出がないときは、年金の支払いが一時差し止められます。なお、当連合会へ現況届の提出が必要のない方には、毎年1月下旬にお送りしている年金振込通知書に、その旨を掲載していますのでご確認ください。

ご不明な点がございましたら、お電話でお問合せください。

住所 〒105-8772 東京都港区芝公園2-4-1 芝パークビルB館10階

企業年金連合会

年金サービスセンター 年金相談室

電話 0570-02-2666

* PHS・IP電話からは03-5777-2666